

9007 海外旅行者向け（植物検疫）

《植物検疫とは》

外国から侵入しようとする病害虫から日本の「緑」と「農作物」を守るために「植物」の「検疫」を行っています。

万が一、病害虫が侵入すると取り返しのつかない被害を与えることがあります。

植物検疫に御協力をお願いします。

《外国から植物を持ち込む場合は？》

外国からの植物類はすべて植物検疫が必要です。

その植物類は次の2つに区分されます。

- ・ 「輸入禁止品」（日本に持ち込めません）

我が国の農作物に大きな被害を与えるおそれのある検疫病害虫が我が国に侵入することを防ぐため、その病害虫の寄主となる植物や、病害虫、土は輸入が禁止されています。

- ・ 「輸入検査品」（検査を受けて合格すれば持ち込めます。）

輸入禁止品に該当しない植物は、検疫病害虫付着の有無の検査や検疫条件の確認などを受けなければなりません。

《外国へ植物を持ち出す場合は？》

諸外国でも日本と同様に「植物検疫」が行われています。国によって、「輸入禁止」、「制限」、「検査」、「消毒」などさまざまな条件が設けられています。詳しくは外国へ出発される前に最寄りの植物防疫所へお尋ね下さい。

【主なお問い合わせ先】

・横浜植物防疫所	0 4 5 - 2 1 1 - 7 1 5 5
札幌支所	0 1 1 - 8 5 2 - 1 8 0 9
塩釜支所	0 2 2 - 3 6 2 - 6 9 1 6
新潟支所	0 2 5 - 2 4 4 - 4 4 0 1
成田支所（成田空港）第1 PTB	0 4 7 6 - 3 2 - 6 6 9 4
第2 PTB	0 4 7 6 - 3 4 - 2 3 5 2
羽田空港支所	0 3 - 5 7 5 7 - 9 7 9 0
東京支所	0 3 - 3 5 9 9 - 1 1 3 9
・名古屋植物防疫所	0 5 2 - 6 5 1 - 0 1 1 4
中部空港支所	0 5 6 9 - 3 8 - 8 4 3 3
伏木富山支所	0 7 6 6 - 4 4 - 0 9 5 4
清水支所	0 5 4 - 3 5 2 - 3 7 7 5
・神戸植物防疫所	0 7 8 - 3 3 1 - 2 3 8 4
関西空港支所	0 7 2 - 4 5 5 - 1 9 3 6
大阪支所	0 6 - 6 5 7 1 - 0 8 0 1
広島支所	0 8 2 - 2 5 1 - 5 8 8 1
坂出支所	0 8 7 7 - 4 6 - 4 1 0 8
・門司植物防疫所	0 9 3 - 3 2 1 - 2 8 0 9
福岡支所	0 9 2 - 2 9 1 - 2 5 0 4
福岡空港出張所	0 9 2 - 4 7 7 - 7 5 7 5
鹿児島支所	0 9 9 - 2 2 2 - 1 0 4 6
鹿児島空港出張所	0 9 9 5 - 5 8 - 2 4 2 8
名瀬支所	0 9 9 7 - 5 2 - 0 4 5 9
・那覇植物防疫事務所	0 9 8 - 8 6 8 - 1 6 7 9
那覇空港出張所	0 9 8 - 8 5 7 - 0 0 5 4

(参考) 植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>